

佐野パパプロジェクト ～パパたちによる、地域創生プロジェクト～

「佐野パパプロジェクト」として、パパと呼ばれる世代(20～40代)の男性を中心に、集まった方たちに新しい佐野市の魅力を発見し、PRしていただく事業を開始します。「パパ」を表題としましたが、既婚・独身・子どもの有無は問いません。

佐野市が好きで、楽しく仲間とやってみたいと思っている男性ならどなたでもご参加いただけます。これまで取り上げられてこなかった佐野市の魅力を一緒に探しませんか？

○第1回意見交換セミナー 当日、直接会場へお越しください。

▶日時＝11月30日(水)午後6時30分～7時30分

▶会場＝犬伏地区公民館

▶講師・演題＝

松本謙(株)ファーマーズ・フォレスト代表取締役、中小企業診断士)
「地元の財産を知る」※道の駅「うつのみやろまんちっく村」を運営

■問合せ＝都市ブランド推進室 ☎(20)3047



土砂災害防止法に基づく 現地調査

県では、土砂災害対策に利用する調査を実施するため、土砂災害防止法に基づく現地調査を実施します。

調査に伴い、調査員(県の委託業者)が住宅などの敷地内へ立ち入ることがありますので、ご協力をお願いいたします。

▶調査区域＝佐野市全域

▶調査期間＝3月まで

▶調査員＝国際航業(株)、晃洋設計測量(株)(県が発行する身分証明書を携行しています)

■問合せ＝安足土木事務所 ☎0284(41)4119

都市計画の案の縦覧

都市計画の変更にあたり、都市計画の案を縦覧します。

▶都市計画の案＝足利佐野都市計画道路の変更(3・4・3号赤見馬門線、3・5・201号高萩村上線) ▶対象地域＝浅沼町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、馬門町、植上町の各一部 ▶縦覧・意見書提出期間＝11月22日(火)～12月6日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※都市計画の案について意見のある方は、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・意見の趣旨およびその理由を書いた意見書を、必ず提出期間内に知事宛てで、提出先のいずれかへ持参または郵送で提出してください。提出された意見書の要旨は県都市計画審議会に提出されます。

■縦覧場所・意見書提出先・問合せ＝県都市計画課 ☎028(623)2468

安足土木事務所企画調査課 ☎0284(41)4119

市都市計画課 ☎(20)3100

ご存じですか？

檢察審査会

犯罪などの被害に遭い、警察署や検察庁に訴えたものの、その処分に不満のある方は、檢察審査会にご相談ください。檢察審査会では、選挙権がある方の中からくじで選ばれた11人の檢察審査員が、当否を審査します。※費用はかかりません。秘密は固く守られます。

■問合せ＝足利檢察審査会事務局 ☎0284(41)3106

本市の標準価格

平成28年7月1日時点の「地価調査」価格が公表されました。

地価調査は、栃木県知事が判定し、公表するもので、毎年7月1日時点の基準地の適正な価格(1㎡当り)で、皆さんに土地の正常な価格を知っていただき、土地取引の目安にしていきたいと思います。

基準地および標準価格は、栃木県ホームページをご覧ください。なお用地課(5階)、田沼・葛生の各行政センター、各支所、図書館で閲覧することができます。

■問合せ＝同課 ☎(20)3105

多重債務者相談強化キャンペーン

県では11月をキャンペーン期間とし、県弁護士会、県司法書士会と多重債務の無料相談会を開催します(要予約)。

▶日時＝11月14日(月)午後1時～5時 ▶会場＝県庁研修館(宇都宮市)

■申込＝県消費生活センター ☎028(625)2227



道路は公共の財産です 安全で快適な道路を実現するために皆さんのご協力をお願いします！

①樹木管理のお願い

歩道や車道に張り出した樹木は、歩行者や自動車の通行の妨げになり危険です。また、枯れ木や弱った木が倒れた場合は、大きな事故につながる恐れがありますので、所有者は適正な管理をお願いします。

②不法占用対策について

道路に段差解消ステップ、看板、のぼり旗、商品棚などを置くことは違法であり、認められません。不法占用物の所有者は撤去をお願いします。

③禁止行為について

乗り入れ口付近の縁石を勝手に撤去するなど、道路の構造または交通に支障を及ぼす行為は法律で禁止されています。乗り入れ口の変更は一定の基準を満たしている場合にのみ認められますので、事前に道路管理者までご相談ください。(この場合の工事費は自己負担となります)



歩道にせり出した木

違法に設置された
段差解消ステップ

■問合せ＝市道：市役所道路河川課 ☎(20)3102・県道：安足土木事務所保全第二部 ☎(24)3111

税を考える週間

11月11日～17日は、「税を考える週間」です。今年のテーマは「くらしを支える税」です。次の催しを行いますので、ぜひお越しください。

○税金のない世界を体験しよう 税金のない世界を体験できるブースを設置します。

▼日時 11月14日(月)～17日(木) 各日午後3時～6時

▼会場 1イオンモール佐野新都市

※15日(火)には同じ時間内で、税理士会佐野支部の税理士2人の無料税務相談を実施

○中学生の税に関するポスターなどの展示会

▼展示期間 11月中(施設により異なる場合があります)

▼展示会場 市役所、安蘇庁舎、商工会議所

■問合せ 正しい申告と納税推進都市協議会(佐野税務署) ☎(22)4366

税務署からのお知らせ

勤労者会館で説明会を開催します(全て12月)。

■問合せ 同署 ☎(22)4366
●白色申告決算説明会

①事業(営業)所得の方

1日(木)午後1時30分～3時

②事業(農業)所得の方

2日(金)午前10時～11時30分

③不動産所得の方

2日(金)午後1時30分～3時

●消費税決算説明会

5日(月)午後1時30分～3時

個人事業税のお知らせ

第2期分の納付書を11月10日(木)に送付します。納期限は、11月30日(水)です。■問合せ 安足県税事務所 ☎(23)1458

最低賃金の改正

栃木県最低賃金が10月1日から1時間775円に改正されました。この最低賃金は、県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。■問合せ 栃木県労働局労働基準部賃金室 ☎028(634)9109

働く人のメンタルヘルス相談

職場でのストレスやメンタルヘルスの不調を抱える方などに、産業カウンセラーが無料でカウンセリング(面

接相談または電話相談)を行います。▼日時 11月16日(水) 午後1時30分～4時30分

▼会場 足利庁舎足利労政事務所

■申込 11月11日(金)までに、同所 ☎0284(41)241

文化会館の施設改善工事

▼工事予定期間 平成29年11月27日(月)～平成30年2月末 ※工事期間中は、小ホール、会議室、展示室のご利用が制限されます。この期間にご利用を予定されている方は、お問い合わせください。

■問合せ 同館 ☎(24)7211

渡良瀬川の樹木を伐採する方を公募中

▼対象 個人、NPO、企業、〇〇組合など ▼伐採範囲 足利市鹿島町の渡良瀬川河川敷内 ▼伐採期間 12月1日から3カ月間

■申込 11月11日(金)までに、渡良瀬川河川事務所管理課 ☎0284(73)5557

※詳細はホームページをご覧ください。 www.ktr.mlit.go.jp/watarase/

